

令和3年3月26日

お客様各位

重要なお知らせ

「仮運転免許証」「卒業証明書等」の期限延長について

この度 令和3年3月21日(日)に「緊急事態宣言」が解除されました。この解除に伴い、「仮運転免許証有効期限」及び「卒業証明書等の有効期限」が下記のとおり延長となります。

1. 仮運転免許証有効期限

緊急事態期間の日数が延長可能となります。

令和3年1月8日～3月21日 73日間

※ただし、有効期限内に警察署又は運転免許試験場での手続きが必要。

2. 卒業証明書等の有効期限（教習所を卒業された方）

卒業証明書等の有効期限についても期限延長の対象となります。仮運転免許証と同じく**73日間**です。

必ず有効期限内に手続きが必要です。詳細については住所地の運転免許試験場へお問い合わせください。